

船舶事故調査報告書

平成28年4月28日
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決
 委員 庄 司 邦 昭（部会長）
 委員 小須田 敏
 委員 根 本 美 奈

事故種類	乗組員死亡
発生日時	不明（平成26年12月1日 03時30分ごろ～07時45分ごろの間）
発生場所	石川県能登町羽根漁港南方沖 宇出津港東第2防波堤灯台から真方位111° 1,670m付近 （概位 北緯37° 17.6′ 東経137° 10.4′）
事故の概要	漁船福丸は、定置網の操業中、船長がドラムに巻き込まれて死亡した。
事故調査の経過	平成26年12月2日、本事故の調査を担当する主管調査官（神戸事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者としての船長からの意見聴取は、本人が本事故で死亡したため、行わなかった。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	漁船 福丸、4.93トン IK3-13841（漁船登録番号）、個人所有 10.45m (Lr) × 2.90m × 0.71m、FRP ディーゼル機関、漁船法馬力数25、昭和56年10月24日
乗組員等に関する情報	船長 男性 79歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和50年5月23日 免許証交付日 平成26年5月15日 （平成31年5月25日まで有効）
死傷者等	死亡 1人（船長）
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 東、風力 2、視界 良好 海象：海上 平穏
事故の経過	本船は、船長が1人で乗り組み、定置網漁の操業のため、平成26年12月1日03時30分ごろ、羽根漁港を出航し、同漁港南方沖に向かった。 船長は、ふだん、操業終了後、今から帰る旨を05時から06時の間に家族に電話連絡していたが、当日は、07時になっても連絡がないので、心配した家族が僚船の船長に様子を見てきてもらうよう依頼した。

	<p>僚船の船長は、急いで本船の操業場所に向かい、定置網の施設に係留された本船に乗り込み、07時45分ごろ定置網のロープが右足に巻き付き、‘機関室囲壁の右舷側に設けられたウインチのドラム’（以下「本件ドラム」という。）に右足が巻き込まれた状態の船長を発見した。</p> <p>僚船の船長は、作動中の本件ドラムを停止し、船長に声を掛けたが返事がなく、呼吸もしておらず、脈もなかったため、海上保安庁に本事故の発生を通報した。</p> <p>本船は、船長の近所の住人が操船して羽根漁港に移動した。</p> <p>船長は、巡視艇で羽根漁港に運ばれ、乗用車で病院に搬送されて死亡が確認され、死因は頸髄損傷と検案され、左右肋骨骨折、左右肺挫傷、左上腕骨骨折が認められた。</p> <p>（付図1 事故発生場所概略図、写真1 本船、写真2 遠隔操縦用押しボタンスイッチ 参照）</p>
<p>その他の事項</p>	<p>本船は、僚船の船長が発見時、本件ドラムの遠隔操縦用押しボタンスイッチが船長の手の届く範囲になかった。</p>
<p>分析</p> <p>乗組員等の関与</p> <p>船体・機関等の関与</p> <p>気象・海象等の関与</p> <p>判明した事項の解析</p>	<p>不明</p> <p>不明</p> <p>不明</p> <p>船長の死因は、頸髄損傷であった。</p> <p>本船は、船長が1人で乗り組み、03時30分ごろ羽根漁港を出港し、07時45分ごろ、船長の右足が本件ドラムに巻き込まれた状態で発見されていることから、この間において、船長が本件ドラムに巻き込まれて死亡したものと考えられるが、本件ドラムに巻き込まれて死亡するに至った状況を明らかにすることはできなかった。</p> <p>船長は、定置網のロープが右足に巻き付いた状態で発見されたことから、定置網漁の操業中に本件ドラムに巻き込まれたものと考えられる。</p>
<p>原因</p>	<p>本事故は、本船が、定置網漁の操業中、船長が本件ドラムに巻き込まれたことにより発生したものと考えられる。</p>
<p>参考</p>	<p>今後の同種事故等の再発防止及び被害の軽減に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 1人乗り漁船では、非常時に、ウインチのドラムを停止させることができるよう、リモコンを手の届く位置に置くこと。

付図1 事故発生場所概略図



写真1 本船



写真2 遠隔操縦用押しボタンスイッチ

